

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

規 則	ページ
秋田県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(一七・都市計画課)……………	1
秋田県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則(一八・都市計画課)……………	16
建築基準法施行細則の一部を改正する規則(一九・建築住宅課)……………	18

## 規 則

秋田県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

### 秋田県規則第十七号

秋田県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県屋外広告物条例施行規則(昭和四十九年秋田県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「条例第六条第四項から第六項まで」を「第六条第五項から第七項まで」に改め、「物件」の下に「(以下「掲出物件」という。)」を加え、「二通に、次の各号」を「次に、」に、「知事」を「これを知事」に改め、同条第三号中「表示し、又は」を「広告物を表示し、又は掲出物件を」に改める。

第三条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第四条中「第六条第七項」を「第六条第八項」に、「二通に、次の各号」を「次に、」に、「知事」を「これを知事」に改め、同条第一号及び第三号中「当該広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第五条中「第六条第七項」を「第六条第八項」に、「二通に、変更」を「に変更」に、「知事」を「これを知事」に改める。

第六条及び第八条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。  
第九条中「並びに同条第九項」を「、同条第四項並びに同条第十項」に改める。  
第十条中「広告物を掲出する物件は、立看板、幕、旗」を「掲出物件は、幕」に改める。

第十一条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第十二条中「屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件」を「広告物の表示又は掲出物件」に改める。

第十三条の次に次の四条を加える。

(保管した広告物等の公示場所)

第十三条の二 条例第十三条の三第一項第一号の規則で定める場所は、保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所を所管する地域振興局とする。

(保管した広告物等の売却の手続)

第十三条の三 条例第十三条の五第二項に規定する保管した広告物又は掲出物件の売却の手続は、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第七章の規定の例による。

(広告物等を返還する場合の手続)

第十三条の四 知事は、保管した広告物又は掲出物件(屋外広告物法(昭和二十四年法律第八十九号)第八条第三項の規定により売却した代金を含む。)を当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者(以下「所有者等」という。)に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書(様式第六号の二)と引換えに返還するものとする。

(身分証明書)

第十三条の五 条例第十四条第二項(条例第二十条の三第二項において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書の様式は、様式第六号の三によるものとする。

第十六条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第十八条及び第十九条を次のように改める。

(更新の登録の申請期限)

第十八条 屋外広告業者(条例第十八条第一項又は第三項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)は、同項の規定により更新の登録を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の三十日前までに当該更新の登録を申請しなければならない。  
(登録申請書)

第十九条 条例第十八条の二第一項に規定する登録申請書の様式は、様式第十三号によるものとする。

第十九条の次に次の六条を加える。

(登録申請書の添付書類)

第十九条の二 条例第十八条の二第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 屋外広告業の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)が、法人である場合にあつてはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人が条例第十八条の四第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面

二 登録申請者が選任した業務主任者が条例第十八条の九第一項各号のいずれかに適合する者であることを証する書面

三 登録申請者(法人である場合にあつてはその役員をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人を含む。)の略歴を記載した書面

四 登録申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書

2 知事は、次に掲げる者に係る本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。)について、同法第三十条の八第一項の規定によるその利用ができないときは、登録申請者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

一 登録申請者が個人である場合にあつては、当該登録申請者

二 登録申請者が法人である場合にあつては、その役員(当該役員が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該役員及びその法定代理人)

三 登録申請者が選任した業務主任者

3 条例第十八条の二第二項及びこの条第一項第一号の書面の様式は、様式第十四号によるものとする。

4 第一項第三号の書面の様式は、様式第十五号によるものとする。  
(変更の届出)

第十九条の三 条例第十八条の五第一項の規定による変更の届出は、屋外広告業登録事項変更届出書(様式第十六号)によりしなければならない。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 条例第十八条の二第一項第一号に掲げる事項の変更(変更の届出をした者が法

人である場合に限る。) 登記事項証明書

二 条例第十八条の二第二項第二号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書

三 条例第十八条の二第一項第三号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに前条第一項第一号及び第三号の書面

四 条例第十八条の二第二項第四号に掲げる事項の変更 前条第一項第一号及び第三号の書面

五 条例第十八条の二第二項第五号に掲げる事項の変更 前条第一項第二号の書面

3 知事は、前条第二項各号に掲げる者に係る本人確認情報について、住民基本台帳法第三十条の八第一項の規定によるその利用ができないときは、第一項の届出をした者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

(廃業等の届出)

第十九条の四 条例第十八条の七第一項の規定による廃業等の届出は、廃業等届出書(様式第十七号)によりしなければならない。

(業務主任者の認定)

第十九条の五 知事は、条例第十八条の九第一項第五号の規定による認定に当たつては、営業所における広告物の表示又は掲出物件の設置の責任者として、五年以上の経験を有すること及び過去五年間にわたり広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定に違反することがなかつたことを基準とするものとする。

2 前項の認定を受けようとする者は、業務主任者資格認定申請書(様式第十八号)を知事に提出しなければならない。

(標識)

第十九条の六 条例第十八条の十の規則で定める標識の様式は、様式第十九号によるものとする。

(帳簿の記載事項等)

第十九条の七 条例第十八条の十一の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 注文者の氏名又は名称及び住所

二 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所

三 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類、数量並びに形状及び寸法

四 広告物の表示又は掲出物件の設置の年月日

五 請負金額

2 条例第十八条の十一の営業に関する帳簿の様式は、様式第二十号によるものとする。

3 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、

シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)に記録され、必要に感じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて前項の帳簿への記載に代えることができる。

4 第二項の帳簿(前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。以下同じ。)は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。

5 屋外広告業者は、第二項の帳簿を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後五年間営業所に当該帳簿を保存しなければならない。

第二十条第一項第一号中「屋外広告物」を「広告物の表示及び掲出物件の設置」に改め、同項第二号中「屋外広告物の表示」を「広告物の表示及び掲出物件の設置」に改め、同項第三号中「屋外広告物の施工」を「広告物及び掲出物件に係る工事の施工等」に改め、同条第三項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「第三条」を「第二条第四項」に改める。

第二十三条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(講習会修了者)」を付し、同条中「講習会修了者等台帳(様式第十八号)」を「講習会修了者台帳」に改め、「(様式第十九号)」を削る。

第二十四条を次のように改める。

(屋外広告業者監督処分簿)

第二十四条 条例第二十条の第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 処分を受けた屋外広告業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 処分を受けた屋外広告業者の登録年月日及び登録番号
  - 三 処分の根拠となつた条例の条項
  - 四 処分の原因となつた事実
  - 五 その他参考となる事項
- 2 屋外広告業者監督処分簿は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める期間、一般の閲覧に供するものとする。
- 一 条例第二十条第一項の規定により登録を取り消した場合 その処分の日から二年間
  - 二 条例第二十条第一項の規定により営業の全部又は一部の停止を命じた場合 その停止の期間
- 第二十五条中「若しくは広告物を掲出する物件」を「又は掲出物件」に改め、「場所を」の下に「所管する地域振興局長」を加え、「管轄する地域振興局長」を「所管する地域振興局長(県内に営業所等がない場合に於ては、秋田地域振興局長)」に

改め、同条ただし書を削る。

別表第二アドバルーンの項表示又は設置の方法の欄中「執る」を「とる」に改め、同表広告塔又は広告板の項表示又は設置の場所又は位置の欄中「一 市街地」の下に「(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に規定する用途地域(同号の第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を除く。))その他市街化が促進していると知事が認める地区をいう。以下同じ。)」を加え、「第六条第四項及び第五項」を「第六条第五項及び第六項」に改め、同項表示又は設置の方法の欄中「執る」を「とる」に改める。

別表第三中「一事業所」を、「一事業所」に、

を「  
〇・三平方メートル以内

に、  
第九項の規定に該当するもの

表示方向から見た場合における当平面とみなしたものの大きさの二平方メートル以内

該施設又は物件の外郭線内を十分の一以下で、かつ、〇・五

表示は一平面一個に限る。

を

第四項の規  
するもの

第十項の規  
するもの

<p>定に該当</p>	<p>一 表示面積を、はり紙、はり札又は広告旗にあつては一平方メートル以内とし、立看板にあつては二平方メートル以内とすること。  二 表示期間を、はり紙にあつては一月以内とし、はり札、広告旗又は立看板にあつては二月以内とすること。  三 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者の氏名又は名称及び連絡先並びに広告物の表示期間を明示すること。  四 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する土地又は建築物等が他人の所有又は管理に属する場合にあつては、その所有者又は管理者の承諾を得ていること。</p>	
<p>定に該当</p>	<p>表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を一平面とみなしたものの大きさの二十分の一以下で、かつ、〇・五平方メートル以内</p>	<p>表示は</p>

に改める。

一平面一個に限る。

様式第三号中「電話」を「電話番号」に、「第6条第4項、第5項、第6項」を「第6条第5項、第6項、第7項」に、「屋外広告士」を「試験合格者」に改める。  
様式第三号中「電話」を「電話番号」に、「屋外広告士」を「試験合格者」に改

める。  
様式第六号の次に次の二様式を加える。

様式第 6 号の 2 受領書

年 月 日

秋田県知事 様

返還を受けた者

住 所

氏 名

㊦

( 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 )

電話番号

受領書

屋外広告物（掲出物件、代金）の返還を受けました。

1 返還を受けた日時		
2 返還を受けた場所		
3 返還を受けた 広告物（掲出 物件、代金）	整理番号	
	名称又は種類	
	数量又は金額	

(注) 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。

様式第6号の3 身分証明書

(表)

9 センチ メートル	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">第 号</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">身 分 証 明 書</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;">所 属 職 氏 名</div> <div style="width: 40%;">年 月 日生</div> </div> <p style="margin-top: 20px;">上記の者は、秋田県屋外広告物条例第14条第1項及び第20条の3第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日交付</div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">秋田県知事 <span style="float: right;">印</span></div>
	9センチメートル

(裏)

秋田県屋外広告物条例抜粋

(立入検査等)

第14条 知事は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者に広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(立入検査等)

第20条の3 知事は、屋外広告業の登録に関する事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、秋田県の区域内で屋外広告業を営む者に対して、その営業に関し報告を求め、又はその職員に営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項の立入検査について準用する。

様式第七号及び様式第八号中「電話」を「電話番号」、「屋外広告」を「試験合格者」、「管理契約書等の写し」を「管理契約書又は資格を証する書面の写しその他の必要な書類」と改める。

様式第十一号中「電話」を「電話番号」、「屋外広告」を「試験合格者」と改める。

様式第十三号から様式第二十号までを次のように改める。



様式第13号 屋外広告業登録申請書

(表)

年 月 日		手数料	
秋田県知事 様			
住所 氏名 <span style="float: right;">㊟</span> ( 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 ) 電話番号			
屋外広告業の登録について(申請)			
このことについて、秋田県屋外広告物条例第18条第1項(第3項)の規定により、次のとおり申請します。			
1 秋田県の区域内にある営業所の名称及び所在地	営業所の名称	営業所の所在地	電話番号
2 法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)の氏名及び役職名	ふりがな氏名	役職名	
3 未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	ふりがな氏名	住所	電話番号



(裏)

4 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称	氏 名	所属する営業所の名称	摘 要
5 他の地方公共団体における登録状況	登録を受けた地方公共団体名	登録年月日	登録番号

(注) 1 所定の欄に書ききれない場合は、別紙を用いてください。  
 2 該当事項のない欄には、斜線を引いてください。

様式第 1 4 号 誓約書

年 月 日

秋田県知事 様

登録申請者 (印)

誓約書

登録申請者（及びその役員、及び法定代理人）は、秋田県屋外広告物条例第18条の4第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

様式第15号 登録申請者の略歴書

登録申請者（法人の役員  
本人  
法定代理人）の略歴書

1	現住所	電話番号		
2	ふ り が な 氏 名		生年 月日	年 月 日
3	期 間 (年月日から 年月日まで)	職 務 内 容 又 は 業 務 内 容		
略  歴				
4	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
賞  罰				
上記のとおり相違ありません。				
年 月 日				
氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>				

(注) (法人の役員  
本人  
法定代理人)については、不要のものを消してください。

様式第 1 6 号 屋外広告業登録事項変更届出書

年 月 日

秋田県知事 様

住 所

氏 名

( 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 )

電話番号

屋外広告業の登録事項の変更について(届出)

このことについて、秋田県屋外広告物条例第18条の5第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録年月日及び 登録番号	年 月 日		
2 変更事項	変更年月日	変 更 後	変 更 前

様式第17号 廃業等届出書

年 月 日	
秋田県知事 様	
住 所 氏 名 ( 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 ) 電話番号	
屋外広告業の廃業等について(届出)	
このことについて、秋田県屋外広告物条例第18条の7第1項の規定により、次のとおり届け出ます。	
1 登録年月日及び 登録番号	年 月 日
2 廃業等の理由	
3 廃業等の年月日	年 月 日
4 屋外広告業者と 届出人との関係	

様式第 1 8 号 業務主任者資格認定申請書

年 月 日					
秋田県知事 様					
住 所					
氏 名					
年 月 日生					
業務主任者の資格の認定について（申請）					
このことについて、秋田県屋外広告物条例施行規則第19条の5第2項の規定により、次のとおり申請します。					
1	経営し、又は勤務した 会社、営業所等の名称	所 在 地	責任者としての年数及び期間		役 職 名
			年 数	期 間	
広 告 物 の 表 示 等 の 責 任				年 月 から 年 月 まで	
2 責任者としての過去5年間の実績					別紙
3 責任者としての過去5年間における広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の違反の有無					有 ・ 無
4 その他参考事項					

(注) 1 「責任者」とは、屋外広告物の表示等に関する請負契約の締結、設計並びに工事の施工及び監督の権限を有する者をいいます。  
 2 責任者としての経歴及び過去5年間の実績の記載内容について、それぞれ会社等の証明書を添付してください。

別紙 責任者としての過去5年間の実績

表示又は設置年月日	発注会社名	表示又は設置の場所	広告物の種類	経営し、又は勤務した会社、営業所等の名称

様式第 19号 標識

35センチメートル以上	屋外広告業者登録票	
	氏 名 又 は 名 称	
	法人である場合の代表者の氏名	
	登 録 番 号	
	登 録 年 月 日	年 月 日
	営 業 所 の 名 称	
	この営業所に置かれている 業務主任者の氏名	
40センチメートル以上		

様式第 20号 帳簿

注 文 者 の 氏 名 又 は 名 称			
注 文 者 の 住 所	電 話 番 号		
広 告 物 の 表 示 又 は 掲 出 物 件 の 設 置 の 場 所			
表 示 し た 広 告 物 又 は 設 置 し た 掲 出 物 件	名 称 又 は 種 類		数 量
	形 状		寸 法
広 告 物 の 表 示 又 は 掲 出 物 件 の 設 置 の 年 月 日	年 月 日		
請 負 金 額			



様式第二十一号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の次に四条を加える改正規定(第十三条の五に係る部分に限る。)、第十八条及び第十九条の改正規定、第十九条の次に六条を加える改正規定、第二十三条の前の見出しを削る改正規定、同条に見出しを付する改正規定、同条及び第二十四条の改正規定、様式第六号の次に二様式を加える改正規定(様式第六号の三に係る部分に限る。)、様式第十三号から様式第二十号までの改正規定並びに様式第二十一号を削る改正規定は、平成十七年七月一日から施行する。

秋田県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十八号

秋田県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県立都市公園条例施行規則(昭和五十年秋田県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第八条の表中「規則第四条」を「第四条」に、

規則第五条の三第一項

有料

公園施設利用許可申請書

様式第六号の二

第五条の三第一項

有

第九条

受

料公園施設利用許可申請書

様式第七号

に、「第九条」を「第十三条」

領書

様式第八号

に、「様式第七号」を「様式第九号」に、「様式第八号」を「様式第十号」に、「様式第九号」を「様式第十一号」に、「様式第十号」を「様式第十二号」に、「様式第十一号」を「様式第十三号」に改め、同条を第十一条とし、第七条を第十条とし、第六条の次に次の三条を加える。

(保管した工作物等の公示場所)

第七条 条例第十条第一項第一号の規則で定める場所は、保管した工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)の放置されていた場所を所管する地域振興局とする。

(保管した工作物等の売却の手続)

第八条 条例第十二条第二項に規定する保管した工作物等の売却の手続は、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第七章の規定の例による。

(工作物等を返還する場合の手続)

第九条 知事は、保管した工作物等(法第二十七条第六項の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

様式第一号から様式第六号までの規定中「第8号」を「第12号」に改める。

様式第十一号中「第8号」を「第12号」に、「第6号」を「第13号」に改め、同様

式を様式第十三号とする。

様式第十号中「第8号」を「第12号」に、「第6号」を「第10号」に改め、同様

式を様式第十二号とする。

様式第九号中「第8号」を「第12号」に、「第6号」を「第10号」に改め、同様

式を様式第十一号とする。

様式第八号中「第8号」を「第12号」に、「第6号」を「第10号」に改め、同様

式を様式第十号とする。

様式第七号中「第8号」を「第12号」に、「第6号」を「第10号」に改め、同様

式を様式第九号とする。

様式第六号の二中「第8号」を「第12号」に、「第6号」を「第10号」に改め、

同様式を様式第七号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第 8 号 (第11条関係)

受領書

年 月 日

秋田県知事 様

返還を受けた者  
住 所  
氏 名 ㊟  
( 法人の場合は、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 )  
電話番号

次のとおり工作物等 ( 工作物等の代金 ) の返還を受けました。

返 還 を 受 け た 日 時 及 び 場 所	年 月 日
-------------------------	-------

返 還 を 受 け た 工 作 物 等	整 理 番 号	
	名 称 又 は 種 類	
	数 量 又 は 金 額	

(注) 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十七年三月十八日

秋田県規則第十九号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十七年秋田県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二中「の各号」を削り、同条第四号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第二十七条中「、秋田県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年秋田県条例第七十一号）第二条の表十五の項に規定する事務以外の事務に係るものにあつては」を削る。

秋田県知事 寺 田 典 城

別表(一)項中

男鹿市 全域

を削り、

五城目 昭和

町 (二)項、(三)項及び(四)項に掲げる地域を除く地域

町 (二)項に掲げる地域を除く地域

を

男鹿市 全域

潟上市

五城目町

(二)項に掲げる地域を除く地域

(二)項、(三)項及び(四)項に掲げる地域を除く地域

に改め、

域

飯田川町 全域

天王町 全域

若美町 全域

を削り、

本

庄市 (二)項及び(三)項に掲げる地域を除く地域

由利本荘市 (二)項、(三)項、(四)項及び(五)項に掲げる地域を除く地域

(五)項に掲

に改め、

岩城町 内道川、二古、道川、勝手、亀田愛宕町、亀田亀田町、亀田大町、亀田最上町、赤平、六呂田、下黒川

を削り、同

表(二)項中

鷹巣町 (三)項及び(四)項に掲げる地域を除く地域

北秋田市 (三)項、(四)項、(五)項、(六)項、(七)項、(八)項、(九)項、(十)項、(十一)項、(十二)項、(十三)項、(十四)項、(十五)項、(十六)項、(十七)項、(十八)項、(十九)項、(二十)項、(二十一)項、(二十二)項、(二十三)項、(二十四)項、(二十五)項、(二十六)項、(二十七)項、(二十八)項、(二十九)項、(三十)項、(三十一)項、(三十二)項、(三十三)項、(三十四)項、(三十五)項、(三十六)項、(三十七)項、(三十八)項、(三十九)項、(四十)項、(四十一)項、(四十二)項、(四十三)項、(四十四)項、(四十五)項、(四十六)項、(四十七)項、(四十八)項、(四十九)項、(五十)項、(五十一)項、(五十二)項、(五十三)項、(五十四)項、(五十五)項、(五十六)項、(五十七)項、(五十八)項、(五十九)項、(六十)項、(六十一)項、(六十二)項、(六十三)項、(六十四)項、(六十五)項、(六十六)項、(六十七)項、(六十八)項、(六十九)項、(七十)項、(七十一)項、(七十二)項、(七十三)項、(七十四)項、(七十五)項、(七十六)項、(七十七)項、(七十八)項、(七十九)項、(八十)項、(八十一)項、(八十二)項、(八十三)項、(八十四)項、(八十五)項、(八十六)項、(八十七)項、(八十八)項、(八十九)項、(九十)項、(九十一)項、(九十二)項、(九十三)項、(九十四)項、(九十五)項、(九十六)項、(九十七)項、(九十八)項、(九十九)項、(百)項

を削り、

(四)項、(五)項及び(六)項に掲げる地域を除く地域

に改め、

合川町 増沢、木戸石、岱新田、上杉のうち字金沢、下杉のうち字清水沢

を削り、

五城目町 富津内下山内、富津内富田、内川浅見内、内川湯の又、内川黒土、内川小倉、富津内中津又のうち字住吉、字八田川原川尻、字豊ノ口、字御蔵下、字台馬場目(三)項及び(四)項に掲げる地域を除く。

を

昭 潟上市 五城目町 馬地内川内富面川

和豊川上虻川のうち字大沢

場目(三)項及び(四)項に掲げる  
域を除く。)、富津内下山

、富津内富田、内川黒土、内  
小倉、内川湯ノ又、内川浅見

津内中津又のうち字台、字長  
、字豊ノ口、字住吉、字八田  
原川尻、字若宮、字御蔵下

を

由利本荘  
市

赤田(三)項に掲げる地域を除  
く。)、鮎瀬、荒町、上野、大  
沢、大中ノ沢、金山、烏川、三  
条、雪車町、館前、土谷、二十  
六木、万願寺、山田、岩城泉  
田、岩城上黒川(字若ノ沢を除  
く。)、岩城上蛇田、岩城君ヶ  
野、岩城下蛇田、岩城薄俣、岩  
城富田、岩城福俣、五十五、蟹  
沢、川西、久保田、黒沢、新上  
条、陳ヶ森、堰口、東鮎川、平  
石、曲沢、町村、南福田、森  
子、山本、吉沢、岩谷麓、岩谷  
町、牛寺、大内三川、大谷、北  
福田、徳沢、中館、深沢、米坂  
芦川のうち字湯の沢  
福山のうち字長者屋敷

項に掲げる地域を除く地域

に、

本荘市

雪車町、烏川、上野、鮎瀬、万  
願寺、荒町、三條、二十六木、  
大中の沢、館前、大沢、金山、  
土谷、山田  
福山のうち字長者屋敷  
芦川のうち字湯の沢  
赤田(三)項に掲げる地域を除  
く。)

に改め、

岩城町	大内町	西目町
(一)	岩三寺	(一)

鷹巣町

沢口

谷町、米坂、大谷、岩谷麓、  
川、徳沢、北福、中館、牛  
、深沢

項に掲げる地域を除く地域

を削り、同表(三)項中

當場、字日景沢  
下、字園の内、  
字一通沢  
掲げる地域を除

を

北秋田市

小森(四)項に掲げる地域を除  
く。)、中屋敷、七日市(四)項  
に掲げる地域を除く。)、脇  
神、浦田、桂瀬、本城、米内  
沢、鎌沢、上杉(字金沢を除  
く。)、川井、根田、下杉(字  
清水沢を除く。)、李岱、芹  
沢、道城、新田目、羽根山、福  
田、三木田、三里  
綴子のうち字摩當場、字日景沢  
出口、字西又家下、字園の内、  
字山神堂川向、字一通沢

に改め、

綴子のうち字摩  
出口、字西又家  
字山神堂川向、  
七日市(四)項に  
く。)

森吉町

(四)項、(五)項及び(六)項に掲げる地  
域を除く地域

及び

合川町

(二)項に掲げる

地域を除く地域

を削り、

五城目町

馬場目のうち字恋地、字関ヶ  
沢、字十二ノ台、字坊井地、字  
堤台、富津内中津又(二)項に掲  
げる地域を除く。)

を

五城目町

富津内中津又(二)項に掲げる地  
域を除く。)  
馬場目のうち字関ヶ沢、字恋  
地、字十二ノ台、字坊井地、字

に、

本荘市

山内、大梁、  
沢、館、宮  
股、南の股  
赤田のうち字

大内町	由利町	矢島町	梅ノ木、字堤台、字船沢口
(二)項に掲げる地域を除く地域	飯沢、大水口、東中沢、小菅野、前郷、土倉、西沢	(四)項及び(五)項に掲げる地域を除く地域	
を			字土本、字菅
に			
島田目、柳生、湯沢、滝の沢、北の二又、字大瀧、ノ沢 由利本荘市 大築、北ノ股、滝ノ沢、館、島田目、南ノ股、宮沢、柳生、山内、湯沢、矢島町荒沢(四)項に掲げる地域を除く。)、矢島町川辺、矢島町木在、矢島町城内(五)項に掲げる地域を除く。)、矢島町新荘(四)項に掲げる地域を除く。)、矢島町立石、矢島町館町、矢島町田中町、矢島町七日町、矢島町元町(四)項に掲げる地域を除く。)、矢島町矢島町、飯沢、大水口、小菅野、土倉、西沢、東中沢、前郷、岩野目沢、大倉沢、加賀沢、葛岡、小栗山、坂部、新沢、新田、高尾、滝、長坂、中田代、中帳、中俣、及位、羽広、平岫、松本、東由利老方、東由利蔵、東由利宿、東由利杉森、東由利法内(四)項に掲げる地域を除く。) 赤田のうち字二又、字大瀧、字土本、字菅ノ沢、国有林地			

南外村	仙北町	太田町	協和町	東由利町	大仙市 (四)項に掲げる地域を
全域	全域	国見、斉内、小神成、太田、今泉、永代、川口、三本扇、横沢、中里、駒場	全域	老方、蔵、洗内、宿、杉森	
を削り、同表(四)項中				を	
鷹巣町				に改め、	
路木字倉船字孫屋口地町七				中仙町	
及び				長野、北長野、上鷲野、下鷲野、豊川、栗沢、大神成、清水、長戸呂、 <sup>錦</sup> 見内、豊岡	

日市のうち字様平、字三渡大、字三渡、字林沢、字前谷、字黒森、字林袋、字階沢、字赤利又、字水無、字水無敷、字湯津内、字仙戸石、字助袋、字向ノ沢、字松沢口、大沢、字堤ノ沢、字鳥越、字木中島、字船木沢、字船木石袋、字舟木袋、字船木川原、船木赤坂、字小舟木沢、字船長畑、字中船木袋、字船木中

を

北秋田市

阿仁前田、小又、五味堀、根森田、森吉(五)項及び(六)項に掲げる地域を除く。)、阿仁荒瀬(六)項に掲げる地域を除く。)、阿仁一ノ又鉾山、阿仁鍵ノ滝(六)項に掲げる地域を除く。)、阿仁萱草、阿仁銀山、阿仁小様(六)項に掲げる地域を除く。)、阿仁小沢鉾山、阿仁小淵、阿仁三枚鉾山、阿仁二ノ又鉾山、阿仁根子(六)項に掲げる地域を除く。)、阿仁真木沢鉾山、阿仁水無(六)項に掲げる地域を除く。)、阿仁吉田(六)項に掲げる地域を除く。)、小森のうち国有林地地域、栄のうち国有林地地域、綴子のうち国有林地地域、七日市のうち字三ノ渡大野、字三ノ渡、字様平、字鳥越、字林ノ沢、字黒森、字林袋、字向ノ沢、字前谷地、字袖取、字大沢、字松沢口、字堤ノ沢、字階沢口、字水無屋敷、字孫助袋、字赤利又、字水無、字仙戸石、字湯津内、字上船木袋、字菅谷地袋、字越鳥沢、字船木石倉袋、字船木中島、字船木沢、字竹ノ子沢、字木津打沢、字船木川原、字苗代沢口、字向袋、字船木赤坂、字勸十郎袋、字小船木沢、字茂替沢、字若木袋、字根洗沢、字餅田小屋、字船木長畑、字中船木袋、字船木片路、字七曲り、国有林地地域

に改め、

阿仁町	森吉町
(五)項及び(六)項に掲げる地域を除く	阿仁前田、小又、五味堀、根森田、森吉

を削り、

五城目町
------

馬場目のうち字杉沢、字杉沢上台、字杉沢下台、字杉沢下段、字北ノ又、字蛇喰、字落合、国有林地地域

を

五城目町	由利本荘市
馬場目のうち字杉沢尻、字杉沢下台、字杉沢、字杉沢下段、字黒沢口、字杉沢中台、字杉沢上台、字杉沢水上、字高瀬、字阿仁又、字鍋割、字落合、字蛇喰、字北ノ又、字盆城、字合河、字馬場目沢、国有林地地域	矢島町坂之下、東由利黒淵、東由利田代、東由利館合、鳥海町上川内、鳥海町上笹子(五)項に掲げる地域を除く。)、鳥海町上直根(五)項に掲げる地域を除く。)、鳥海町栗沢、鳥海町小川、鳥海町才ノ神、鳥海町猿倉、鳥海町下川内、鳥海町下笹子、鳥海町下直根、鳥海町中直根、鳥海町伏見、鳥海町百宅(五)項に掲げる地域を除く。)、矢島町荒沢のうち字熊子沢、字濁川、矢島町新荘のうち字才の神、国有林地地域、矢島町元町のうち字金ヶ沢、東由利法内のうち国有林地地域

、栗沢、豊岡、太田町太  
太田町川口のうち国国有林

に、

矢島町	坂の下 新荘のうち字才の神 元町のうち字金ヶ沢 荒沢のうち字熊子沢、字濁川
東由利町	(三)項に掲げる地域を除く地域
鳥海町	(五)項に掲げる地域を除く地域

に改め、

中仙町
(三)項に掲げる地域を除く地域

を

大仙市
大神成 田及び 地域

に改め、

皆瀬村	川向のうち字朝日、字般ヶ沢、 字立岩、字下雨生、字上雨生、 字新処、字藤倉、字六沢、字弥 兵川原、字土佐川原、字峠の 沢、字打野、字白沢、字三森、 字塞ノ神、字沼田、字仏師ヶ 沢、字八王神、字上野、字竹の 子沢、字宮田、字瀬野ヶ沢、字 沢梨台、字二ツ石、字水沢、字 板沢、字野中、字吉ヶ沢、字釜 の沢
-----	--

(五)項に掲げる地域を除く地域	(五)項に掲げる地域を除く地域
泉沢、小野、横堀、院内銀山町 桑崎のうち字小比内山 寺沢のうち字大沢 下院内のうち字湯尻山 上院内(字新雄勝及び字南沢を 除く。)	

を

湯沢市
(五)項及び(六)項に掲げる地域を除く地域

及び

太田町
(三)項に掲げる地域を除く地域

を削り、

を削り、同表(五)項中

湯沢市	稲川町	雄勝町
-----	-----	-----



、阿仁打当(六)を除く。)、阿草鉱山、阿仁幸渡(六)項に掲げ(六)項に掲げる地域を除く。)、阿仁長(六)項に掲げる地域を除く。)、阿仁長(六)項に掲げる地域を除く。)、阿仁伏影林地域(六)項に掲げる地域を除く。)

阿仁町	森吉町
荒瀬川、伏影、幸屋、幸屋渡、比立内、長畑、戸島内、中村、打当	国有林地

に改め、

鳥海町	矢島町
国有林地	国有林地

を削

北秋田市	由利本荘市
阿仁荒瀬川檀畑項に掲げる地域、阿仁幸屋、阿仁幸屋の地域を除く。内(六)項に掲げる地域を除く。)、阿仁中畑(六)項に掲げる地域を除く。)、阿仁比(六)項に掲げる地域を除く。)、阿仁比(六)項に掲げる地域を除く。森吉のうち国有掲げる地域を除く	矢島町城内、鳥海町上直根及びち国有林地

を

海町上笹子、鳥海町百宅のう

り、

湯ノ尻山及び(六)項を除く。)、寺沢除く。)、秋ノ宮

湯沢市	雄勝町	稲川町	皆瀬村
高松のうち字高野、字坊ヶ沢、字山居、字川途川、字奥宮、字天矢場、字下新田、字泥湯台、字泥尻沢、字上新田山、字上新田、字田螺沼台、字硫黄山、字川原毛、字泥湯、国有林地	(四)項及び(六)項に掲げる地域を除く	稲庭のうち字滝の上、字平場、字天明松	(四)項及び(六)項に掲げる地域を除く

を

湯沢市
下院内(字掲げる地域(字大沢を(六)項に掲げる。)、桑(六)項に掲げる。)、皆瀬(字朝岩、字下雨倉、字穴沢、字佐川原、字白沢、字沼田、字上野、字瀨野ヶ沢、字水沢、字吉ヶ沢、掲げる地域高松のうち字山居、字天矢場、字湯尻沢、田、字泥湯稲庭町のう松、字平場上院内のう

第四百  
山県立  
吉を除

を

北秋田市  
森吉のうち昭和四十三年秋田県  
告示第四百十九号で指定された  
森吉山県立自然公園の区域  
阿仁荒瀬、阿仁鍵ノ滝、阿仁小  
様、阿仁根子、阿仁水無、阿仁  
吉田、阿仁幸屋渡、阿仁比立  
内、阿仁長畑、阿仁戸鳥内、阿  
仁中村及び阿仁打当のうち国有  
林地

に、

雄勝町

掲げる地域を除  
崎(字小比内山及び  
る地域を除く。)、  
月、字船ヶ沢、字立  
生、字上雨生、字藤  
、字弥兵工川原、字  
字峠ノ沢、字打野、  
三吉森、字塞神、字  
師ヶ沢、字八王神、  
竹ノ子沢、字宮田、  
、字沢梨台、字二ツ  
、字板沢、字野中、  
字釜ノ沢及び(六項に  
を除く。)  
字高野、字坊ヶ沢、  
三途川、字奥宮、字  
下新田、字泥湯沢、  
字上新田山、字上新  
、国有林地  
ち字滝ノ上、字天明  
ち字新雄勝、字南沢

に改め、同表(六)項中

阿仁町	森吉町
国有林地	昭和四十三年秋田県告示 十九号で指定された森吉 自然公園区域の地域(森 く。)

国有林地

を

皆瀬村

国有林地

を削る。

湯沢市

下院内、上院内、秋ノ宮、桑崎  
及び皆瀬のうち国有林地

附則

この規則は、平成十七年三月二十二日から施行する。ただし、第十一条の二の改正  
規定は公布の日から、第二十七条の改正規定は同年四月一日から施行する。

発行者 秋 田 県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五  
E-mail:matsubara@matsubaranatsushu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原印刷社